

大館市ウッド・チェンジ推進奨励金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大館市ウッド・チェンジ推進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この奨励金は、2050年までに二酸化炭素実質排出ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、木材需要を支えるための木造住宅建築の設計及び工事施工を支援し、以て木材産業の活性化と木材利用による二酸化炭素固定化に資することを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工務店等 市内に事務所を有し、次条に定める住宅に係る建築工事の施工を行う法人又は個人事業者（以下「法人等」という。）をいう。
- (2) 設計者 市内に事務所を有し、次条に定める住宅に係る建築設計を行う法人等をいう。

（対象住宅）

第4条 奨励金の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）第5条に定める補助対象木造住宅に係る補助金の交付を受けた住宅とする。

（交付対象者）

第5条 奨励金の交付の対象となる者（以下この条において「交付対象者」という。）は、対象住宅を建築する工務店等及び設計者とする。ただし、当該交付対象者が複数の法人等であるとき、当該法人等を代表する者に対し奨励金を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第7条第5号の規定による申請の日において交付対象者が市税等に未納がある場合は、奨励金の交付を受けることができないものとする。

（奨励金の額）

第6条 奨励金の額は、対象住宅1件につき次の各号に定める額とする。

- (1) 工務店等 6万円
- (2) 設計者 3万円

- 2 対象住宅を建築する工務店等及び設計者が同一であるときは、前項に掲げる奨励金の額を合算して交付するものとする。

（交付申請）

第7条 奨励金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、大館市ウッド・チェンジ推進奨励金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類

を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく検査済証の写し
- (2) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (3) 設計委託契約を締結している場合は設計委託契約書の写し
- (4) 工事完了後の写真
- (5) 市税等について未納がないことを証する書類
- (6) 補助金要綱の規定に基づく大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金実績報告書の写し又は大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金交付決定通知書の写し
- (7) その他市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、大館市ウッド・チェンジ推進奨励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求等）

- 第9条 前条の通知を受けた者（次条及び第11条において「交付決定者」という。）が奨励金の交付を受けようとするときは、大館市ウッド・チェンジ推進奨励金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は前項の規定による請求があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付に係る決定を取り消し、その内容を大館市ウッド・チェンジ推進奨励金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- (1) この要綱に定める奨励金の交付要件に該当しないとき
 - (2) 奨励金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき
 - (3) 前2号に定めるもののほか、奨励金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき
- 2 市長は前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、当該交付決定を取り消された者に対し、大館市ウッド・チェンジ推進奨励金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めて奨励金の返還を命じるものとする。

（調査等）

- 第11条 市長は、奨励金の適正な執行のため必要があると認めたときは、交付決定者に必要な事項について報告させ、又は担当職員に現地調査及び帳簿書類等の調査を行わせることができる。
- 2 交付決定者は、市長が行うアンケート等の調査に協力するものとする。

（奨励金の経理等）

- 第12条 奨励金の交付を受けた者は、奨励金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を奨励金の交付を受けた日の属す

る会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（その他）

第１３条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

大 館 市 長 様

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者

大館市ウッド・チェンジ推進奨励金交付申請書

大館市ウッド・チェンジ推進奨励金の交付を受けたいので、大館市ウッド・チェンジ推進奨励金交付要綱第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 住宅建築場所	大館市
2 申請者の区分	工務店等 設計者
3 工事着手年月日	年 月 日
4 工事完了年月日	年 月 日
5 交付申請額	円
6 添付資料	(1)建築基準法の規定に基づく検査済証の写し (2)工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し (3)設計委託契約を締結している場合は設計委託契約書の写し (4)工事完了後の写真 (5)市税等について未納がないことを証する書類 (6)大館市ウッド・チェンジ推進事業費補助金実績報告書の写し又は交付決定通知書の写し (7)その他市長が必要と認めるもの

様式第 2 号（第 8 条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

大館市長

大館市ウッド・チェンジ推進奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大館市ウッド・チェンジ推進奨励金について、次のとおり交付を決定したので、大館市ウッド・チェンジ推進奨励金交付要綱第 8 条の規定に基づき、通知します。

記

1. 奨 励 金 の 名 称 大館市ウッド・チェンジ推進奨励金
2. 対象住宅の所在地 大館市
3. 交 付 決 定 額 _____ 円
4. 交 付 条 件

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

大 館 市 長 様

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者

大館市ウッド・チェンジ推進奨励金請求書

年 月 日付指令 第 号で決定通知のあった大館市ウッド・チェンジ推進奨励金
について、大館市ウッド・チェンジ推進奨励金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、
下記のとおり請求します。

記

1. 請 求 額 _____ 円

2. 振込先口座等

金融機関名	
支店名	
口座種別	当 座 ・ 普 通
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

様式第4号（第10条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

大館市長

大館市ウッド・チェンジ推進奨励金交付決定取消通知書

年 月 日付け 指令 第 号で交付決定した大館市ウッド・チェンジ推進奨励金については、次のとおり交付決定を取消したので大館市ウッド・チェンジ推進奨励金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1. 奨励金の名称 大館市ウッド・チェンジ推進奨励金
2. 交付決定額 _____円
3. 交付取消額 _____円
4. 取消理由

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

様

大館市長

大館市ウッド・チェンジ推進奨励金返還命令書

年 月 日付け 指令 第 号で交付決定を取消した大館市ウッド・チェンジ推進奨励金について、大館市ウッド・チェンジ推進奨励金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり返還を命じる。

記

1. 補助事業の名称 大館市ウッド・チェンジ推進奨励金
2. 返還すべき金額 _____ 円
3. 返 還 期 限 年 月 日
4. 返 還 方 法 納入通知書による納付